

## 障害者が生産行程に携わった食品の日本農林規格案についてパブリックコメント

2018年10月10日 農林水産省食料産業局食品製造課あて提出

日本農林規格に障害者に関する規格ができることで、農福連携の取組が進み、障害者の雇用が確保されるようになることを望みます。

ただし、規格化が新たな差別や偏見を助長することに繋がるおそれがありますので、以下の点にご留意のうえ慎重に運用するようお願いいたします。

- ・誰もが役割を持ちながら共に支え合う地域づくりを目指す上で、障害者を分け隔てることに繋がるおそれがある。一定割合の障害者が各分野で一緒に働いている状態が通常であり、障害者が作った品物を区分するのは本来の状態ではないことに留意する必要がある。
- ・障害者に限って生産行程に携わる割合を表示することは、障害者を特別な人と認識させてしまうおそれがある。
- ・障害者が生産行程に携わる割合を表示することが売上げ増に繋がるという考え方は、障害者が保護すべき存在であるかのような誤解を与えるおそれがある。
- ・障害の内容によっては、労働の形態・時間が制限されることがある。今回の規格化が労働の強要に繋がることの無いように注意する必要がある。
- ・今回の規格化による表示は義務ではなく任意であることを徹底する必要がある。